

令和4年6月定例会 県土整備委員会（事前）

令和4年6月9日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時36分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料，説明資料（その2））

- 議案第1号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第17号 徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について
- 報告第1号 令和3年度徳島県継続費繰越計算書について
- 報告第2号 令和3年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 令和3年度徳島県事故繰越し繰越計算書について
- 報告第8号 令和3年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第10号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分報告について

【報告事項】

- 令和4年度入札・契約制度の改正及び運用の改善について（資料1）
- 令和3年度県工事入札参加・受注状況について（資料2）
- 徳島県鳴門総合運動公園野球場整備基本計画について（資料3，4）
- 二級水系「流域治水プロジェクト」の策定・公表について（資料5）
- 渇水の状況について

貫名県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

県土整備委員会説明資料及び同説明資料（その2）がございます。

県土整備委員会説明資料は、6月補正予算の先議分に係るものでございます。

また、同説明資料（その2）につきましては、その他の議案等に係るものでございます。

まず、県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、令和4年度6月補正一般会計・特別会計予算として、歳入歳出予算でございます。

資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

令和4年度6月補正予算につきましては、国の総合緊急対策に呼応し、社会経済活動の回復に向けた強力な需要を喚起するため、今回、先議にてお願いするものでございます。

それでは、表の下から3段目、計の欄を御覧ください。

左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で4億1,000万円の増額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載してございますが、643億2,975万1,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に、2ページを御覧ください。

特別会計でございます。

今回、特別会計の補正はございません。

続いて、3ページを御覧ください。

補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

次世代交通課といたしまして、県内公共交通等の需要を喚起するプレミアム交通券の発行等に要する経費として、合計4億1,000万円の補正をお願いしております。

続きまして、県土整備委員会説明資料（その2）について、御説明をさせていただきます。

説明資料（その2）の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、その他の議案等といたしまして、条例案、請負契約、継続費、繰越明許費、事故繰越し、徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書及び専決処分の報告でございます。

1ページを御覧ください。

その他の議案等でございます。

条例案でございますが、ア、徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2ページを御覧ください。

請負契約でございます。

ア、徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工に係る請負契約でございますが、一般競争入札により、資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

3ページを御覧ください。

令和3年度継続費繰越計算書でございます。

色面トンネル新設事業ほか2件につきましては、継続費により事業を進めておりますが、表の最下段、左から5列目の令和3年度継続費予算現額の計欄、18億9,600万円に対し、更に右へ3列目の翌年度繰越額欄に記載の11億3,889万9,000円が繰越額となったものでございます。

4ページを御覧ください。

次に、令和3年度繰越明許費繰越計算書でございます。

令和4年2月定例会におきまして繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

このページから7ページにかけては、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載しております。

7ページを御覧ください。

表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額欄に記載のとおり、県土整備政策課ほか11課の合計額につきましては355億5,354万4,352円となっております。

8ページを御覧ください。

特別会計の繰越明許費でございます。

まず、公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載のとおり、1億1,733万7,013円となっております。

また、港湾等整備事業特別会計では1億3,102万8,984円となっております。

これら繰越明許費につきましては、国の経済対策に呼応し、迅速かつ切れ目なく対応しているところでございますが、関係機関等との調整に不測の日数を要したことなどによりやむを得ず繰り越すものでございます。

繰越いたしました事業につきましては、引き続き、早期執行に向け取り組んでまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、9ページを御覧ください。

令和3年度事故繰越し繰越計算書でございます。

このページから10ページにかけては、一般会計における各課別の事故繰越しの状況を記載いたしております。

10ページを御覧ください。

道路整備課ほか、5課の翌年度繰越額の合計は、表の最下段、中ほどに記載のとおり、64億7,757万6,181円となっております。

これらの事故繰越しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、関係者との打合せや立会の延期による全体計画が遅延するなど、やむを得ず事故繰越しとなったものなどが大きな要因でございますが、事業効果を発現できますよう早期完成に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

11ページを御覧ください。

令和3年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

旧吉野川流域下水道建設改良事業における翌年度繰越額は7,309万6,000円となっております。

繰越理由につきましては、計画に関する協議に不足の日数を要したことによるものでございます。

次に12ページを御覧ください。

専決処分報告についてでございます。

道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。
徳島市地内の県道鮎喰新浜線などで発生いたしました道路事故5件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立いたしましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、5点、御報告させていただきます。

資料（その1）を御覧ください。

第1点目は、令和4年度入札・契約制度の改正及び運用の改善についてでございます。

1ページを御覧ください。

入札・契約制度につきましては、県議会での御論議や徳島県入札監視委員会入札制度検討部会からの提言を踏まえて改正し、原則、5月1日から適用しております。

主な改正点につきましては、まず、1、地域の守り手となる建設産業の健全な発展を目指し、建設企業・技術者の適正な評価の観点から、中央の実施内容の欄でございますが、

（1）建設企業の格付け制度について、①土木一式工事の格付け対象工事に四国地方整備局発注工事を追加するとともに、④子育てに優しい職場環境づくりを積極的に推進する企業を評価するなどの見直しを行っております。

また、下段記載の働き方改革の推進の観点から、建設分野への週休2日制の導入を加速させるため、①工事現場の一斉閉所日を設定するとともに、②担い手確保モデルにおける発注者指定型の試行対象を設計金額3,000万円以上に拡大しております。

続きまして、2ページを御覧ください。

左側の2、県土強^{じん}靱化の推進による地域経済の好循環を目指し、県土強^{じん}靱化事業の迅速な執行の観点から、（1）の①においては、受注機会の分散を図るため、施工者分割型入札方式（一抜け方式）の分割数について、当面の間、現場条件により適宜設定することができるように運用を見直すとともに、（2）現場代理人及び主任技術者等の兼務要件を拡充し、企業の施工体制の強化を図ってまいります。

また、（3）総合評価落札方式につきましては、3ページに移りまして、②舗装工事の受注者希望型ICT活用工事において、ICT施工プロセスを企業の施工能力として評価するとともに、⑥切迫する南海トラフ巨大地震をはじめ、激甚化、頻発化する大規模自然災害に備え、道路啓開を担う企業を適正に評価することにより、実行力の向上を図ってまいります。

下段記載の就労環境の改善では、（1）最低制限価格や低入札価格調査基準価格等の算定率を引き上げ、公共工事の品質確保を図るとともに、4ページに移りまして、（5）地域実態を踏まえた積算対応として、主要資材の急激な価格変動に適切に対応するため、現下の資材等の高騰を踏まえ、単品スライド条項の弾力的な運用を図ってまいります。

次に、左側の3、建設分野のDX実装を目指し、（1）徳島県インフラDX推進協議会を設立し、デジタル技術の普及、拡大を図るとともに、（2）非接触・リモート型の働き方を拡大するため、①情報共有システム（ASP）や②遠隔臨場等の対象を拡充し、一層の生産性向上を図ってまいります。

また、4、建設産業への支援としましては、令和4年度におきましても、（1）県内企

業への優先発注等を推進するとともに、（２）講習会の実施等により建設企業をしっかりと支援してまいります。

続きまして、資料（その２）を御覧ください。

２点目は、令和３年度における県工事企業入札参加・受注状況についてでございます。

県発注工事の受注状況がまとまりましたので、全工事の上位50者及び主要な工種別について上位者を記載いたしまして、お手元にお配りしております。

続きまして、資料（その３）を御覧ください。

３点目は、徳島県鳴門総合運動公園野球場整備基本計画についてでございます。

本年２月定例会で基本計画案を御報告したのち、パブリックコメントの実施や第５回同球場の在り方検討会議での検討を経て、事務局である未来創生文化部において策定されました。

その概要といたしましては、収容人数２万人程度とする内野スタンドの全面改築を整備方針とし、前回の計画案から、皆様からの御意見を聞き、観客席スタンドへの屋根設置が追加されております。

現在、本計画に基づき実施する基本設計について、入札手続を進めているところであり、今年度内の取りまとめに向け、引き続き、未来創生文化部との緊密な連携の下、着実に取り組んでまいります。

続きまして、資料（その５）を御覧ください。

第４点目は、二級水系流域治水プロジェクトの策定・公表についてでございます。

近年、気候変動に伴う異常気象により、全国各地で水災害が激甚化、頻発化していることを踏まえ、とくしま流域水管理計画をマスタープランとし、これまでの河川管理者が実施する治水対策に加え、流域市町村などあらゆる関係者が協働して、流域全体で水災害を軽減させる流域治水プロジェクトを策定し、推進しております。

県が管理する二級水系においては、昨年８月に策定いたしました勝浦川水系等17水系に加え、５月末に、残る22水系の流域治水プロジェクトを策定し、公表いたしました。

この流域治水プロジェクトは、地域の災害ハザードの特徴を踏まえ、氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策や被害を減少させる対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を柱として、取組を進めることとしております。

今後、県下全ての水系において策定いたしました流域治水プロジェクトを着実に推進し、県民の皆様が安全・安心を実感できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

最後に第５点目は、渇水の状況についてでございます。

配付資料はございません。

吉野川の上流域におきましては、年明けから春にかけての降雨が例年に比べて少なく、早明浦ダムの貯水率は、平年値を下回る状況が続いたことを受け、県においては、３月４日に渇水対策本部を設置し、節水・渇水対策の呼び掛けやきめ細やかな情報収集に取り組んでまいりました。

こうした中、去る６月５日、早明浦ダムの貯水率が45パーセント程度まで低下したことから、徳島用水の供給量を、新規用水パーセント、未利用水100パーセント削減する第２次取水制限に強化されたところです。

現在のところ、被害は確認されていないものの、更なる渇水の進行に備え渇水対策本部を中心に、被害を最小限にとどめることができるよう、正確な渇水被害の把握や迅速かつ丁寧な対策を実施するなど、全庁一丸となってしっかりと取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

福山委員長

午食のため、休憩いたします。(11時50分)

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時03分)

それでは、質疑をどうぞ。

岩丸委員

先ほど補正予算として御説明いただきましたが、とくしまプレミアム交通券について質問させていただきます。

これまでの分で非常に好評とお聞きしているわけなんですけど、現在の状況といいますか、利用状況についてお教えいただきたいと思います。

地面次世代交通課長

岩丸委員より、とくしまプレミアム交通券利用状況ということで御質問いただきました。

とくしまプレミアム交通券は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い利用者が大きく落ち込んでいる公共交通の需要を喚起し、公共交通の利用促進、それから業と雇用の維持確保を図ることを目的に、これまで4回にわたり、延べ24万7,000セット発行いたしているところでございます。

去る3月10日が利用期限だった第3弾までは、発行数14万7,000セットに対しまして、98パーセントとなる約14万5,000セットが購入され、このうち93パーセントとなる約13万4,000セットを御利用いただいております。事業者の皆様からは利用促進につながり大変有り難いとお声を聞いてるところでございます。なお、未使用分につきましては、新しく発行した交通券に交換されておまして、引き続き御利用いただいております。

さらに、現行の第4弾でございますが、10万セット発行いたしましたところ、2日で完売するほどの人気でございます。直近となる5月末時点での換金申請額につきましては、僅か2か月半で購入・交換された交通券の4割に迫る約1億9,000万円になっておまして、3月、4月の就学、それから就職、3年ぶりに行動制限のなかったゴールデンウィークといった需要もありまして、着実に成果を上げているところでございます。

岩丸委員

今御説明いただいたように本当に好評ということで多くの利用があつて、それだけ交通事業者への支援にもつながっているのかなと思うわけでありまして、大変いい事業かなと思うわけなんです。また一方で、現行の交通券の申込受付については、特に第4弾ですか、もう2日で完売だと今おっしゃっていただいたんですが、新聞などでも追加発行とともに申込方法の見直しというのを求める声もあるという報道もあったところでございまして、今回追加発行に際して、そこら辺のことについては何か考えておられますか。

地面次世代交通課長

申込方法の見直しについて御質問いただきました。

とくしまプレミアム交通券の発行に際しましては、令和2年11月に販売開始した第1弾以降、利用者や事業者の皆様にとってより良い制度となるよう販売方法、それから利用対象の拡充など、これまでも毎回改善に努めてきたところでございます。前回の第4弾では、これまでと同様に先着順による申込みといたしましたところ、過去最多となる10万セットを御用意したものの、2日で完売してしまい、メディアへの投書にもあったように、本当に券を必要としてる人に行き渡る仕組みを考えてほしいといった声も寄せられたところでございます。交通券を必要とする背景は人それぞれに異なりますことから、購入を希望する全ての方が公平に購入のチャンスを得られる環境づくりが重要であると考えております。

今回、第5弾の実施に際しましては、どなたでも安心してお申込みいただき、かつ公平に購入のチャンスが得られるよう、初の試みといたしまして、2週間程度の申込期間を設ける一括抽選方式を取り入れることといたしております。公共交通の利用状況は、3年ぶりに行動制限のなかったゴールデンウィーク期間中では、航空、高速バスなど広域交通の利用が昨年に比べて増加したものの、コロナ禍以前まではまだ回復しておらず、アフターコロナを見据え、事業者の皆様にも体力を回復していただくためにも、速やかに更なる利用促進を図る必要がございますことから、今回先議にて上程させていただいたところでございます。予算をお認めいただいた際には、多くの需要が見込める夏休みをにらみまして、1日も早く販売できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

岩丸委員

交通券については本当に追加発行の度にいろいろと改善もしていただいている、県民からの声も聞きながらということで、よく考えて丁寧に取り組んでいただいているなというふうに評価をさせていただきます。また、今回期間をしっかりと取って一括抽選ということになったら公平に購入する機会も得られると思うので、これも喜んでいただけるのかなと思います。

先ほどの危機管理のほうで、プレミアム生活衛生クーポン事業のこともあったんですが、大体同じような感じで、特に両方とも先議ということなんで、できるだけ早くスタートしてほしい。ちなみに向こうのほうは7月頭ぐらいから申込みを受け付けて8月1日ぐらいからやりたい、これは目標ということらしいんです。大体よく似たことになるのかなと思うんですが、それとやっぱり公平と迅速というのをモットーに是非お願いしたいと思

います。

この交通券は、県民にとっても通院とか買物等々、ふだんの生活利用で大変喜ばれる、また貴重なことであります。特に事業の目的としてはそういう県民に喜んでもらうということもあるんですが、交通事業者への支援というのも非常に大切なところでございます。私も公共交通議連の会長というようなこともありまして、速やかに今後とも取り組んでいただけたらと思います。

それから、あと入札制度の改革のことも御説明を頂きました。それぞれの時代の流れによって、毎年ちよつとずつ調整したりとかいろいろあろうかと思うんで、なかなか完璧に理解して次といかないところもあるんですが、今回のこの制度改革についてのポイントと狙いを説明いただけたらと思います。

小津建設管理課長

ただいま岩丸委員から、入札契約制度のポイントについて御質問を頂いております。

今回の改正のポイントといたしましては、建設産業の働き方改革、それから現場の生産性向上の取組があると認識してございます。具体的には、働き方改革の推進として、週休2日制の導入を加速するため、令和4年度は毎月第2土曜日を、令和5年度は毎月第2、第4土曜日を建設現場の一斉閉所日とすることに加えまして、担い手確保モデル工事における発注者指定型の試行対象を設計金額3,000万円以上の全ての土木工事に拡大するとともに、非接触、リモート型の働き方の拡大に向けまして、発注者と受注者の書類のやり取りをクラウド上で行う情報共有システムや、中間検査、現場検査等の遠隔臨場、ウェブ会議の対象事業を拡充したところでございます。

また、現場の生産性向上につきましては、i-Constructionの推進に向け、総合評価落札方式においてこれまで土工のみでICT施工プロセスを企業の施工能力として評価していたものを、舗装工事にも拡大するとともに、新たに徳島県インフラDX推進協議会を設立いたしまして、デジタル技術の普及拡大やDXの実装による生産性の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

岩丸委員

働き方改革と生産性向上が二つのポイントということでございます。私も若干、建設の世界を経験した者として、この働き方改革というのは是非今後とも進めていってほしいなと思います。

また、i-Constructionですか、これについては非常になかなか難しいところがあります。これを導入したら評価がばーんと上がる言っても、なかなか県内では厳しいのかなというような、ちよつとイメージ的なものですが、そういうふうな思いもしておるところでございます。この中で、徳島県インフラDX推進協議会、これについて詳しく説明していただきたいというのと、現在の状況についてお聞かせいただけますか。

小津建設管理課長

ただいまインフラDX推進協議会のことについて御質問いただきました。

公共事業における i-Construction をはじめ DX の活用など、今後の県の取組を見える化するロードマップを策定するため、学識経験者をはじめ建設業や測量設計業に関わる専門技術者など11名で構成いたしまして、本年4月に創設いたしております。

先日、6月3日には第1回目の協議会を開催いたしまして、建設産業の現状や課題、建設現場における ICT 施工の取組事例や導入に至った経緯、デジタル技術の調査・研究段階から実用化段階までの活用事例など、委員の方々から生の声をお聞きさせていただいたところでございます。

今後、各委員や関係者の意見を踏まえまして、建設現場の生産性の向上を図る ICT 施工をはじめ、BIM/CIM や AI など、デジタルデータや情報通信技術の活用、新技術の導入などのメニューを取りまとめ、今年度中のロードマップの策定に取り組んでまいりたいと考えてございます。

岩丸委員

ちょっとすみません、BIM/CIM を説明いただけますか。昔はこんななかったなと思って。

小津建設管理課長

BIM/CIM について御質問いただきました。

非常に分かりづらい言葉でございますが、これまで工事の図面といいますと平面図、縦断図、横断図といった、いわゆる二次元のデータを頭の中で三次元化するような作業をやっておったと思っております。BIM/CIM というのは、三次元の図面がパソコンとかの画面上で確認できるということになってございますので、非常に現場の効率が上がったとか、いわゆる一般の方に非常に分かりやすいような表現になるんじゃないかなと考えてございます。

岩丸委員

ちょっと聞いただけでは分かりませんが、実際に一度見てみたいなと思うので、また機会があったらよろしくお願いします。

それからもう一つ、この新型コロナの関係というか影響とか、また世界情勢の変化ということで、原油をはじめ建設資材の価格が大変高騰しているところでもあります。特に建設企業にとっては企業努力だけでは本当に吸収できないようなレベルとなっているということで、大変不安を訴えているようなことはよく声を聞いているわけでございます。先ほど御説明も頂いたのですけれども、主要資材の急激な価格変動に対応するため、単品スライド条項の弾力的な運用を図るということは、具体的にはどういうふうな内容になっているのか教えていただきたい。

小津建設管理課長

ただいま主要資材の単品スライドについて御質問を頂いております。

コロナ禍の影響が継続する中、ウクライナ侵攻であったり、さらに円安による影響で原

油や原材料の価格が高騰し、建設産業においても建設資材の高騰が見られるといったようなことが今発生していると認識してございます。本県では、積算単価の決定に当たりましては、市場の取引価格を的確に反映させるため、定期的に全ての資材単価の改定を行うとともに、使用頻度の高い生コンクリート、鉄鋼類、燃料等につきましては、毎月市場における取引価格の調査を行い、変動があった場合速やかに現単価に反映させていただいております。

また、今般の建設資材の急激な価格上昇に対応するため、公共工事標準請負契約約款第26条、スライド条項と言われるものでございますが、これを適切に運用するよう発注機関に改めて周知をするとともに、当面の間、本件独自の単品スライド条項の弾力的な運用といたしまして、全ての資材に対してスライドの請求期間を残工期の2か月前から1か月前までに緩和、それから、生コンクリートに限りまして、価格が変動した月まで遡及して単価スライドを適用するなどの迅速な対応を図ることとしたものでございます。今後とも適正な積算単価となるように、最新の市場取引価格の調査を密に行い、スピード感を持って対応してまいりたいと考えてございます。

岩丸委員

建設資材の価格の高騰への対応というのはさっきのi-Constructionの推進ということで評価に関わってくるというようなことで、これも大切なんですけれども、建設会社というか企業にとったらこっちのほうの方が本当に切実な問題じゃないかなと思っておるところでございます。今後ともしっかりと市場調査もしていただいて、そして積算価格にしっかりと反映をしていただけたらなど、柔軟に取り扱っていただけたらと思っております。

本当にこの建設業界というのは極めて裾野の広い産業として地域経済を支えていただいておりますので、引き続きしっかりとこの建設産業の持続的な発展に向けて、業界と連携を密にして入札契約制度の改正も含めて取り組んでいただきたいと思います。

扶川委員

午前中の安全衛生課のほうで、今岩丸委員おっしゃったようなクーポンについても発言する予定だったんですが、ちょっと別の危機管理で中座しましてできませんでした。ただ考え方として共通するものがあるので、ちょっとプレミアム交通券の第5弾のことについてを中心にお尋ねしたいと思います。

観光に行けるようになったり全国をあちこち行けるようになった状況の中で、自然に交通券の需要は増えてくると思うんですよね。だから4回目に2日間で売り切れたというような状況の中で、公平性を担保するために抽選制、事前の申込みをして一斉に抽選をするというやり方は、非常に改善だと思います。公平性は担保されたと思います。

ただ、今日も報告の中でもありましたが、鳴門の球場の関係の整備でもユニバーサルデザインということが言われています。本当に公平性というのを根本的に担保しようとしたら、社会的弱者に対する配慮というのがどうしてもなければいけない。お金を持っている人は一斉に旅行に行くし、それから目端の利く人はさっと買いに走るというような状況の

中で、抽選制にすればそういうお金持ってる人が一斉に先に買いに行くなんてことはないと思いますけれど、従来、なかなか旅行に行けなかった、本当に必要とされている社会的弱者に対する配慮というものが、こういうせっかくできた抽選制なんだからあってもいいんじゃないかと私は思うんですよね。例えば、地域で介護を受けてたり障がいをもっておったりする方ってなかなか出かけたくても付添いの人もいるし、小さな旅行といえるほどのものでなくてもお出かけというのも難儀します。その人たちにも目配りをした制度設計をすることが、ユニバーサルデザインの制度になっていくんじゃないかと私は思うんですよ。

そこで一つ御提案があるので御検討いただければうれしいんですけども、時間はないとはいえ、そう難しいことではないと思います。障がい者とか介護認定されているような方とか、あるいはその家族が一緒に行く場合、プレミアム交通券を抽選の中で一定の優先枠を設けて、ちょうど県営住宅の抽選でも母子寡婦の優先枠とか障がい者の優先枠とか高齢者の優先枠があるように、一定の配慮をすれば、これまでなかなか旅行に行けなかった障がい者、社会的弱者の方々が行けるようになるんじゃないかと思ったんです。放っておいてもお金のある人は行きますよ。どんどん買いに走って当たれば行きますよ。でも、例えば障がい者やったら元々割分して割引がありますけれど、その自己負担分に対して更に手当てができるとなると、これまで行けなかったちょっと大きめの旅行ができるようになるかも分からないし、そうでなくても地域で先ほどあった買物に出たり、お医者さんに通ったりするための負担軽減という意味でも、弱者に対する手当てになるし何重の意味でもいいと思うんですよ。

プレミアム交通券を発行したときに集中して旅行してしまうと、またその反動があるかも分かりませんが、元々は行こうとしてもなかなか行けない人が、今回の制度を機に旅行に行くとすると純粋にプラスアルファになると思うんです。抽選に外れたお金を持っている人、強い立場にある人は外れても旅行に行きますよね。需要を喚起するという意味でも有効なんじゃないかと思うんですよ。

私はあらゆる県の施策に対して、このユニバーサルデザインの制度設計が行われるべきだと思います。だから、さっきの安全衛生課でも議論したかったんです。周知の方法にしても施設に入っていたりする障がい者や高齢者の方がそれを利用できるような周知の仕方とか、あるいは施設に対する働き掛けであるとか、そういうこともやってほしいなということも言いたかったんです。県土整備部として、そういうユニバーサルデザインの制度設計という意味で、この制度に一定の優先枠を設けるというアイデアについては是非御検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

地面次世代交通課長

ただいま扶川委員からプレミアム交通券の抽選の中にユニバーサルデザイン制度設計の観点から優先枠、社会的弱者に配慮した優先枠を設けてはどうかという御質問を頂きました。

とくしまプレミアム交通券につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、利用者が大きく落ち込んでいる公共交通の需要を喚起して公共交通の利用促進、それ

から業と雇用の維持、確保を図るものでございまして、公共交通事業者にできるだけ早く支援を届けるには、購入した方にも速やかに使用していただく必要がございます。どなたでも安心してお申込みいただける環境を整えた上で、速やかかつ公平に抽選を行うことが重要であると考えております。

扶川委員

速やかなことには異議はないですよ。全体を優先枠で満たすなんてことは有り得ないのでごく一部になろうかと思えますけれど、大きく見たら経済的な支援ということでは変わらないと思います。

でもさっき申し上げたように、買っておいてじっくりプランを立てて、使える期間は11月でしたっけ、ちょっと期間のことを教えてほしいですけど、それまでに使えばいいんでしょう。であれば、配るのは早く配ってもいいですけど、制度設計さえしておけば今まで行けていない人が使えばまたプラスアルファで需要が発生するんじゃないんですか。そういう観点があってもいいんじゃないですか。どうでしょう。

地面次世代交通課長

優先枠を設けることで、そういう交通券の利用機会を確保してもいいのではないかと聞いた御質問かと思えます。

繰り返しになりますけれども、当事業につきましては、コロナ禍で苦しんでいる交通事業者への支援を第一に、公共交通の利用促進と業と雇用の維持確保を図るということを目的に迅速性はもとより、できる限り公平性にも配慮しながら今回も第5弾ということでやっていきたいと考えておりまして、早期の事業効果の発現を図るためにも迅速性に重点を置いて取り組んでいきたいと考えております。

扶川委員

公平性と言う場合、あらゆる県民が手を挙げられるという意味では公平です。

しかし、ユニバーサルデザインというのは、そこからもう一步踏み込んで、例えば障がい者が利用できるようにしようと思ったら、バリアフリー化をせないかんとか、もう一步踏み込まなかったら本当の公平性というのは担保できんです。使いたくても使えない人が生まれる制度であつたらいかんと思うんですよ。だからそういう意味では、私が御提案申し上げたことというのは何らその制度の趣旨に反しないし、むしろ更に公平性を深めるという意味ではプラスになると思うんです。機械的な公平は不公平です。本当の公平というのはユニバーサルデザインの公平です。制度です。そういう観点は持っていただきたい。

ちょっと話がそれますが、私もいいなと思って評価していたら大きな全国ニュースになりましたけど、鉄道とバスを乗り換えるなんてすばらしいアイデアです。でも例えば社会的弱者で車椅子を使うような人は段差があつたりエレベーターがなかつたりして乗換えがうまくできなかつたら、利用できないじゃないですか。そこまで配慮して初めてユニバーサルデザインになるんですね。今後検討されるんでしょうけれど、一般の方も乗り継ぎし

やすいし、社会的弱者も乗り継ぎしやすいというのがユニバーサルデザインです。

ところが今はそれどころかバリアがあるわけですよ。バリアフリーから始めなくちゃいけないというような状況です。やっぱりそこはもうちょっと県土整備部のいろんな施策全般にわたって、観点を常に入れて制度設計をしていただきたいと思います。

だから今回、緊急性があるからとおっしゃるの私は納得いきませんが、是非検討していただきたい。またこういうことをやるのであれば、私が申し上げたようなことを入れて制度設計をしていただきたい。緊急性以外に断る理由がないのであれば、そんなもん何日か遅らせたって私はやるべきだと思いますよ。そのぐらい公平性とか公正性とかいうのは大事なことだと考えます。

それで、同じ答えを繰り返すでしょうから、今度もう一つ公平性ということから言えば、業種間の公平性というのもあろうかと思うんで、参考までの数字を教えてください。タクシーとか高速バスとか運転代行とかJRとか飛行機とか船とか、いろんなものがあるかと思います。それぞれの交通の内容によって、これまで使われてきたお金がどのくらいあるのか、そういうことをちょっと教えていただけたら有り難いです。

地面次世代交通課長

交通券の業種ごとの利用実績ということで御質問いただきました。

これまで第1弾から第4弾ということで、今5月末時点での換金申請額というところでの数字でございますけれども、高速バスが約31パーセント、それからタクシーが29パーセント、それから運転代行が約15パーセント、それから航空が約11パーセント、フェリーが約7パーセント、鉄道が約5パーセント、路線バスが約2パーセントというような状況になっております。

扶川委員

この事業費にパーセントを掛けてそれぞれの業界のお金を出したら、1業者当たりどのくらい潤ったかというのが出るんでしょう。それも参考までに是非一度算出してみたいと思います。今ここでどうこう言いませんけれど、鉄道とか、路線バスとか、庶民の足になるようなものってすごく利用率が低いです。これの原因はどういうことかちょっと分析されていたら教えてください。

地面次世代交通課長

鉄道とか路線バスといったところの利用率が低いということについて御質問いただいております。

路線バスにつきましては、生活の足として、利用者の方につきましては、通勤とか通学とか、ある一定の利用者、定期とかを使っている利用者がベースになっているという側面があるかと思います。鉄道はより広域的な移動、こちらを担っているモードでございますので、こちらのほうは通勤、通学もあるんですが、コロナによりまして観光需要が戻っていないということで、本来持っているモードの特性である観光といった部分の需要がなかったということでシェアが低いものと考えております。

扶川委員

ちょっとそれだけではよく分かりません。これは例えば、外に出るのに難儀しているような障がい者であったり高齢者だったり、介護タクシーなんか使ってもいいんでしょう。そういう社会的弱者の足としてどれだけ活用されたのかというのものは是非つかんでほしいと思います。

先ほど私、プレミアム交通券について優先枠設けたらどうかということをお願いしましたが、本当に必要な人のところに行っているのかという分析をして、本当に必要な人に渡る手立てを取るべきだと思うんです。業者の支援はお金持ちが乗ろうと社会的弱者が乗ろうと一緒にです。どっちにしたってその業界には恩恵が及びます。しかし、社会的弱者は飛行機に乗りませんよね。高速バスで東京行ったりするのも余りないです。そんなお金がないから少ないです。ただそのあたりをきちんと分析して効果的な制度設計するのが私は公正な、公平な在り方だと思います。

もしそれができないのであれば、それこそ社会的弱者にわざわざプレミアム交通券買っていただくなくても交通券を配るのもいいと思うんです。そういう施策があってもいいと思うんです。それも場合によったらこういうバスとか鉄道とか、利用が少ない交通機関に対して利用促進を図る手立てではないですか。ちょっとお考えをお聞かせください。

地面次世代交通課長

ただいま扶川委員のほうから、社会的弱者に配慮した制度設計ということで質問いただいたかと思います。

先ほども回答させていただきましたけれども、当事業の目的につきましては、コロナ禍で苦しんでいる交通事業者への支援を第一に考えております。公共交通セクションを担当している次世代交通課としては、その利用促進、それから業と雇用の維持確保を第一に考えております。交通券を必要とする背景につきましては人それぞれ異なりますことから、購入を希望する方が公平に購入のチャンスを得られる環境を今回作らせていただいたところでございますので、そういったことで御理解を頂けたらと思います。

扶川委員

私が先ほどから申し上げていることと今御答弁いただいていることは矛盾しないんですよ。事業者にとっても新たな需要創出をすることは、少し長いスパンで見れば支援になるんですよ。何度も言いますが、お金とゆとりのある人は旅行ができるようになったらこんなもんがなくても行きます。お金もゆとりもなく、しかもなかなかコロナの中で外出もできずに家で介護をなさってる方とか、されてる方とか、そういう弱い人をどうにかして援助してあげたいという思いがあるわけです。それがユニバーサルデザインに基づく交通政策だと思います。

その観点からすると、誰が使おうと一緒になんですから、総額が変わらなければその中に優先枠を設けたって何の矛盾もないと思います。だから論理的に考えて私が指摘したこと、提案したことに対して、それはしないでもいいんだ、しないほうがそれぞれの目的に沿

うんだなんてことにはなっていないですけど、どうでしょうか。

地面次世代交通課長

扶川委員のほうからユニバーサルデザインといったような視点からの制度設計ということで御質問いただいております。

繰り返しになりますけれども、まずはかつてない厳しい状況にある公共交通の支援を第一に考えておまして、早期に事業効果の発現を図ることを我々次世代交通課としては最優先ということで考えてございます。交通券をお求めいただきたい方は、2週間程度という購入をエントリーする期間も十分取っておりますので、こちらの期間中にお申込みをいただけたらと思います。

扶川委員

もうこれ以上お尋ねしても同じ話になろうかと思うんですけど、誤解せんとしてくださいね。今回の抽選を導入されたことは公平性を担保するという意味では非常に大きな前進だと思って大賛成なんです。今度のこの議案にも反対しません、賛成です。もうちょっと努力すればもっと県民に評価される制度になるんじゃないかというつもりで御提案申し上げとるんです。

10万円を過去に全国民に配ったときなんかでも、私ももらいましたけれど、良心が痛みましたよ。議員やってる間はそれなりの所得頂いてますから。そういう人にまで10万円を配る必要があったのかと、そういう批判ありましたよね、ばらまきじゃないかと。迅速性を理由にそれを正当化する議論がありました。だからこれが寄附行為に当たるから寄附するわけもいかず困りました。困っている病院に出資して事無きを得ましたが、それと同じようにばらまきになっちゃいかんじゃないですか。何億円というお金使うんですから。

やっぱり公平性というのであれば、ただ機械的に機会平等的な平等を保障するだけじゃなくて、実質的な公平性というのを担保しなければいけないと私は思います。そういう目線でもって、今後制度改正を更に進めていただきたいと、是非検討していただきたいということを御要望申し上げておきたいとします。

佐藤県土整備部交通交流統括監

扶川委員のほうから、ユニバーサルデザインの観点からもっと公平にというようなお話をこれまで頂いておるところでございます。

プレミアム交通券の発行に当たりましては、我々のほうも利用者の方、事業者の方から頂いた御意見をできるだけ柔軟に取り入れまして制度に入れてきたというところがございます。先ほど委員からお話のありました介護タクシーにつきましても、実際、業界のほうからお声を頂きまして、対策をしてほしいということで第1弾のときから対象に加えているというところがございます。実際、このプレミアム交通券を発行した後で、利用者の皆様からは、我々のほうにいろんな声を頂きました。

本当にいろんな立場の方がいらっしやいまして、その中でも例えばですけども、この交通券があったからこれまで行けなかった家を出ている息子や娘のところに行けるように

なったとか、あと家族で初めて旅行に行けたとか、そういう面では非常に有り難い、また是非継続してほしいといったようなお声も頂いております。そういう意味で、本当にこの券を必要としておられる方、背景というのは本当に様々な理由がございます。委員のおっしゃったような、これまで旅行に行けなかった方という意味で捉えましても、今申しましたように、これまで行けなかったという方、様々な本当立場の方がいらっしゃると思っております。

そういった面で、我々といたしましては、どなたもが申し込んでいただける、どなたにも公平に使える機会を設けることができる、それが一番効果的な配分方法でないかと思ひまして運用しているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

扶川委員

介護タクシーが対象になったというのはすばらしいです。これはいいことだと思います。今まで行けなかった人が行けるようになったというのはすばらしいと思います。一般の方の中にもそういう方は当然おると思いますが、例えば家族でお年寄りを介護をされていたり障がい者を介護されていたりする人の中には、うんと高い割合で本当に必要な人がいると思います。一般の方の割合とはまた違うと思います。だからこそ優先枠というのがあっていいんじゃないかと。県営住宅の優先入居でもそうでしょう。そういう考え方で優先に受けるんだと思います。より必要としていると、もう明らかに生活が大変だと、そういう方には優先する制度を作っている、それがユニバーサルな制度設計だと思います。今の御答弁と私の主張と何ら矛盾しないと思っておりますので、是非御検討いただければということで、この問題は置いておきます。

もう一つ、流域下水道の関係でお尋ねをいたします。

吉野川流域下水道の改良事業の繰越しで、計画に関する協議が難航したためというのはもう少し具体的にどういうことが難航するのかなとイメージつかみたいので教えてください。

姫氏原水・環境課長

ただいま扶川委員から、旧吉野川流域下水道事業の繰越理由について御質問いただきました。

旧吉野川流域下水道事業は、旧吉野川流域にある2市4町、徳島、鳴門、松茂、北島、藍住、板野における生活排水を処理し、公共用水域の水質保全を図ることを目的とした事業でありまして、県において市町をつなぐ幹線管渠や終末処理場を整備し、流域の関連市町が各家庭と幹線管渠をつなぐ面整備を行うもので、県と関連市町が一体となって事業を進めております。

令和3年度の繰越額7,309万6,000円の主な内容についてでございますが、終末処理場である旧吉野川浄化センターが平成21年度の供用開始後10年余りが経過しており、今後、耐用年数を迎える設備が増加することから、策定するストックマネジメントの計画や松茂町の面整備拡大に併せて施工するマンホールの設計に関する協議に不測の日数を要したことによるものであります。

繰越事業につきましては、早期に業務が完了できるよう進捗管理に努めてまいります。

扶川委員

何にせよ徳島県の汚水処理というのは、全国でも最下位といつも報道されております。水がきれいになったら海がきれいになり過ぎて藻ができないという報告もありましたが、しかしいずれにしても、早く汚水処理というのを進めていかなくちやいけないと思うんですね。その中で、前々からこの流域下水道の事業に関して言えば、見直したほうが良いということをお願いしてまいりました。

最近になって、し尿の投入というのを下水道に対してできるような仕組みができた。それから、集落排水についても、流域下水道に接続できるようになった。これは事業効果を上げていくという意味で早期に汚水処理につないでいくということで、非常に有効な方法だと思うんです。県としては、このし尿の投入についてどのような立場で今後進めていかれるのか、実際進めているんだろうけれども、どのような進捗状況なのかを教えてください。

姫氏原水・環境課長

ただいま扶川委員から、旧吉野川流域下水道事業におけるし尿等の投入について御質問いただきました。

現在、関連市町においてし尿・浄化槽汚泥を処理しているし尿処理施設の老朽化というものが進行しておりまして、その改築、更新の必要性が高まっております。旧吉野川流域下水道では、し尿・浄化槽汚泥を受け入れることで施設の有効利用が図られるとともに、処理水量の増加に伴う収入の増加が見込まれ、経営基盤の強化につながるものと考えております。こうした中、昨年12月から藍住町のし尿・浄化槽汚泥の本格的な受入れを開始し、現在、日平均で約1,000立方メートルの処理水量の増加につながっており、流域下水道経営の安定に寄与しているところです。

藍住町以外の関連市町につきましても、今年度から関連市町の担当者と、し尿・浄化槽汚泥の受入れに関する検討を進めているところであり、県としましては、藍住町のし尿・浄化槽汚泥の受入れが現在の終末処理場の水処理に与える影響の検証なども踏まえて、関連市町とともにし尿・浄化槽汚泥の受入れも含めた旧吉野川流域下水道の今後の在るべき姿について議論を深めているところであります。今後またより良い施設へ発展できるようしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

実は時間が十分あればここで数字をお尋ねしようと思っていたんですけど、ちょっと今日の議論を聞いておりまして、入札制度で尋ねたいことが出てきましたので、是非まとめでの資料を後で頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

それで、入札制度についてです。

前々から私は、談合の問題に関心持って談合防止の議論を初当選以来ずっとやりました。前の前の知事の下で汚職が発生しましたからね。だから公正な入札というようなこと

にずっと関心を持っています。

もう一つ関心を持っているのは、公契約条例なんかで言われるような、労働者に対して適正な賃金が払われるかどうかということです。何層にも下請になっていくと、現場の労働者に設計時に考えられた人件費と違う人件費が払われることがあり得ると思うんですけど、そのあたりについては県として把握したりチェックしたりする仕組みというのはあるんですか。教えてください。

小津建設管理課長

適正な請負代金や建設労働者の適正な水準賃金を確保することは、工事の品質確保や建設産業の健全な発展を図る上で重要な視点であると考えてございます。こういったことから、発注者の責務として予定価格の適正な設定であったり、ダンピング防止、また賃金その他の労働条件、労働安全衛生、その他の労働環境に完全に努めるよう公契約の理念に相当する事項を掲載しておるところでございます。

労働者への賃金の支払につきましては、元請事業者に対して契約ごとに適正な金額をお支払するよう周知をしております。現場事務所とかにもポスターなんかの掲示をお願いしておるところでございます。

扶川委員

その企業の評価をするときに、例えば総合評価方式を今回は土木から舗装なんかにも拡大するという報告がありましたけれど、そういうしっかりした業者が受けていても、末端に行くとも下請される構造の中で、ちゃんと労働者に適正な価格単価が支払えていない場合もあろうかと思うんですよ。そういうことが発見された場合はどう対応できるんですか、対応できないんですか。ちょっと教えてください。

小津建設管理課長

賃金をはじめとする労働条件につきましては、最低賃金法でありますとか労働基準法等の労働関係法の定める範囲内で、労使間で自主的に決定されるものであると考えてございます。

扶川委員

だから仕事がなくであぶれている人は安くたたかれて文句が言えないという構造になっているわけでしょう。それはかわいそうですよ。だから、末端の実際に払われている労働者の賃金というのが、労働者の賃金として積算されたものからかけ離れるのは間違いだと私は思います。考え方としてはそうじゃないんですか。

小津建設管理課長

繰り返しになりますが、賃金をはじめとする労働条件につきましては、労使間で自主的に決定されるものであると考えてございます。ただ、下請の皆さんに対しての賃金の支払、これについては適正な執行ができますように、例えば元請さんに対して契約時にそう

いったことを御案内する、そういう取組によって周知を図ってまいりたいと考えてございます。

扶川委員

罰則や規制がないのであれば自由な取引ということで、その設計単価に近い労働者に対する賃金が払われているということがちゃんと証明できれば、社会に貢献してるわけですから総合評価で点をあげたり、そういう観点で総合評価制度とか入札制度を改善してもいいと思うんですよ。どうでしょう。

小津建設管理課長

一つ総合評価で、企業の評価といったところでの御提案だというふうに考えてございます。

この評価につきましては、今後、他県の状況なんかも踏まえながら研究をして、必要があれば入札制度改正の中にも取り込んでいきますが、しっかりとまずは研究させていただきたいと思っております。

扶川委員

分かりました。是非研究していただきたいと思えます。公契約条例というのは、条例によってそれを一定義務付けるものだと私は理解しています。だから是非徳島県とか市町村でもやってほしいんですが、まだ県内で実現したところはありません。そういうものも含めて視野に入れて検討していただきたいのが私の希望でございますので、是非よろしく願いいたします。

午前中に質疑するべき事柄を事故で飛ばしてしまいましたので、ちょっと時間を残しましたが、これで終わります。

黒崎委員

補正関係の質問がほぼ終わったところで、私のほうからデュアル・モード・ビークルの現状について、あるいは安全性の確保について等の質問をしたいと思います。

午前中、企業局に駐車場の利用率が、去年に比べてどうかというお話をしました。そうしましたら、ほぼ300パーセントを達成してるという、前年度が少な過ぎるんで300パーセントという表現でございました。大分増えてきたなというところでもございまして、この波に乗って南のほうのデュアル・モード・ビークルの運行を最大限に推進していくということが重要ななと思えます。

これにかなりの期待もありまして、ここ2週間くらいで私は3回くらい高知のほうへ入りましたけれど、高知の放送局であったりテレビ局の人が、あの人は徳島の人やけん聞いてきてみやいう話で私のところに来まして、いろんなお話もしました。関心は高いんですけどまだ取材のところまでは行ってないということでございます。そういうふうな形になるようにこちらからも、まあ高知がありますから、お話の中で広報についてもしっかりやっていただきたいなと思えます。というところで、5月の状況はどうだったのかと

ということについてまずお尋ねしたいと思います。

森次世代交通課鉄道活性化担当室長

ただいま黒崎委員から、DMVの現状と5月の利用状況について御質問を頂きました。

DMVにつきましては、昨年12月25日営業運行開始以後も、新型コロナウイルス感染症の影響など厳しい環境下にもかかわらず、ゴールデンウィークまでの約4か月間で過年度、平成30年から令和元年の平均でございますけれども、年間乗車人数の約8割にも上る約1万8,000人の方にこれまでに御乗車いただいている状況でございます。特に、営業運行を開始して初めてのゴールデンウィークにおきましては、僅か10日間で平成30年度における年間乗車人数の約1割に相当する2,425人の方に御乗車いただいております。運行開始後、コロナの感染症があったんですけれども、その中でも順調な滑り出しをしていると考えているところでございます。

黒崎委員

10日間で2,425人という数字ですね。昨年あたりと比べたらというところで、人数に関してはこれからもっと増えると思うんですよ。ですから、もっと増えたときの対応もしっかりと考えておかなければいけないのだろうなと思います。

それとあともう一つ、地元の対応です。今は県内から高知の東洋町まで通っているということで、土日に関しては室戸まで行っているとお聞きしております。室戸のラインは週に1回しかないということでございますが、今後徳島県下の南部の市町村と、あるいは高知県内の東部の市町村とどのように連携をとっていかれるのか、活性化を深化していかれるのか、そのあたりの何か計画か何かございますでしょうか。

森次世代交通課鉄道活性化担当室長

ただいま黒崎委員から、DMVの地域と連携して今後どのように展開していくのかとの御質問を頂きました。

今後、更なる誘客拡大につなげていくためには、DMVの利用者の実態調査を行う必要があるということで、ゴールデンウィークを中心にDMV乗車駅までの交通手段や宿泊状況などについてアンケート調査を実施したところでございます。このアンケート調査では、DMVに乗車された234組の方から回答を頂いており、その中でもJR牟岐線を利用された方が約3割、29パーセントに上っております。さらに、宿泊された方につきましては、73パーセントの方が宿泊されており、その中でも徳島県と高知県での宿泊が86パーセントに上るといったような結果を得ることができました。これらはDMVの導入がJR牟岐線の利用促進や両県での宿泊など、地域の活性化につながっていることが明らかになったものと考えておるところです。

私事ですが、去る5月31日は、東京で開催されましたオール徳島商談会に自ら出向きまして、多くの旅行会社にDMV、阿佐海岸鉄道の魅力を売り込んでまいりました。あわせて、体験型のアクティビティや自然豊かな県南地域の魅力もしっかり伝えてきたところ、多くの引き合いがあり手応えを感じているところでございます。

これまでも徳島県、高知県、両県が連携して京都鉄道博物館でのDMVの展示、鉄道ファン向けの雑誌でのPR、これらのことを実施してきており、現在、DMVの人気が高い今を逃すことなく阿佐東地域の活性化に向けた取組を強化していくために、DMVが走る高知県沿線自治体の観光部局やDMOが入った新たな推進体制を構築した上で、更なる地域振興につなげていくことを、去る5月30日に開催いたしましたDMV導入協議会で確認したところでございます。今後もこうした推進体制を活用して、阿佐東地域の活性化につなげてまいりたいと考えているところです。

黒崎委員

アンケート調査を実施したということで、これ見てみると結構良い調査結果が出てるようですね。ですから、時間を置かず、じゃあこれを実際にどういうふうな形にしていくのか、数字が良かったというだけじゃなく、そう思っただけじゃなく、そう思っただけじゃなく、即、形にしていくということを積極的にやっていただきたいと思っております。

それで、最後でございますが、安全性の確保というのは、せっかく伸びてきたときに何かまた起こったら元のもくあみで、またそこに乗せるのに随分と体力が掛かるということになってきますんで、この安全性の確保とは大変地味なことですが重要なことになってきます。この安全性の確保というののどのようにお考えになっておりますでしょうか。

森次世代交通課鉄道活性化担当室長

黒崎委員から、安全性の確保について御質問を頂きました。

阿佐海岸鉄道は御承知のとおり交通事業者でございますので、安全運行が第一でございます。そうした中で、収益を上げていくというのが本来の形となっております。これまでも初めての乗り物、DMVというところで国の技術評価検討会でありますとか、有識者の方に御意見を頂きながら安全性の確保を行ってきたところでございます。

ただ、世界初めての乗り物ということで、新幹線が導入されたときも同じなんですけれども、長期の耐久性について、今後更なる検証を進めていく必要がございます。この点につきましては、先ほど申し上げたDMV導入協議会を技術検証協議会と衣替えいたしました。この長期耐久性を検証するためのデータの蓄積でありますとか、安全運行を行いながら進めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

この検証協議会から出てきた結果というのは、例えば国交省のほうに報告したりするような義務というか手続というのはあるのでしょうか。

森次世代交通課鉄道活性化担当室長

国の技術評価検討会に図りまして、これまで安全性につきましては十分確認していただいているんですけれども、残る長期耐久性についても安全であると早期に回答いただけるよう、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

黒崎委員

しっかり取り組んでいただきたいと思います。
終わります。

元木委員

私のほうからは、街頭照明の光害についてお伺いをさせていただきます。
近年、県においては道路照明灯をLEDに替えるということを進めておられるようでございますけれども、県管理の照明灯におけるLEDの切替え状況など、道路照明の現状について把握しておられる範囲で教えていただけたらと思います。

杉本道路整備課長

ただいま元木委員のほうから道路照明灯のLED化への移行に関する現状について御質問いただきました。

県のほうで付けております道路照明灯につきましては、道路照明灯施設設置基準といったものに基づきまして、信号機の設置された交差点、また横断歩道、長大な橋梁^{りょう}、また夜間の交通路、特に危険な場所、こういった場所で交通事故が発生するおそれが多い場所に原則設置することとなっております。県管理道路におきまして、現在、橋梁^{りょう}、トンネル等を除いて道路照明灯としましては約1万基ほどを設置しているところでございます。

これまで県におきましては、道路照明灯につきまして、省電力化と長寿命化といった観点で有効化が図られますLED化に取り組んできたところでございます。昨年度、令和3年度におきましては、防災・減災、国土強靱化^{じん}のための5か年加速化対策、これをフルに活用させていただきまして、約1,300基のLED化を実施いたしましたところでございます。これまでに全体の約半数に当たります約5,000基の道路照明灯をLED化に変えさせていただいて、環境への配慮に努めているところでございます。

元木委員

約1万基の道路照明灯のうち、約半数の5,000基がLED化をされておるといふ御答弁でございました。これ緊急の案件でもないんですけれども、今ちょうどホテルのシーズンですので、少しいつもと違った角度から議論させていただけたらと思います。

かつて道路照明灯は自然環境への影響を抑えるためにナトリウム灯に変えてきた歴史があると伺っております。現在は、先ほど御答弁いただきましたように、省エネルギーの推進や地元産業振興などの理由によりLEDへの切替えがなされており、自然環境への影響について語られることが少なくなったわけでございます。一方において、本県がグリーン社会を推進する中で、自然環境の保護も一つの大きなテーマであると考えております。

いろいろと調べてみますと、ホテルの名所でLEDへの対策ができている自治体もございます。県においても対策ができるはずなので協力していただけたらと思います。例えば、神奈川県の逗子市ではホテルの生態に影響を与えにくい暖色系の赤色のLED街路灯を生息地周辺に設置してホテルを守る取組を進めております。この市内を流れる田越川では暖色系LEDへの切替えによりホテルの量が2倍に増えたということも伺っておりま

す。

私の地元、東みよし町でも地元有志のボランティアによる環境美化の活動成果もありまして、そしてまた近年のキャンピングブームの影響もあって、ホテルの見物客や河川周辺にキャンプに訪れる方々が増えつつあります。ホテルと住民が共存することで、周辺で暮らす住民の環境意識も高まっていくものと思います。

地元の要望としては、期間を区切って街灯を消してほしいですとか、街頭にカバーを一定期間してほしい、あるいは照明灯LEDを暖色系に切り替えてほしいといった要望も伺っております。つきましては、県としてホテル等の生態系維持や自然環境保全に向けまして、この問題についてどのように認識しているのか御所見をお伺いします。

杉本道路整備課長

ただいまホテルの生息に配慮した道路照明灯の工夫ができないかとの御意見を頂きました。先ほども申しましたとおり、道路照明灯につきましては設置基準といったものに基づいて、夜間の視認性の確保を目的としまして歩行者の通行の安全を図っているものでございます。必要な路面の照度、明るさが定められているところでございまして、例えば横断歩道でありましたら20ルクスというような数値、また暗い交差点におきましても10ルクスというようなものを確保することが望ましいと定められているところでございます。

委員から今お話がありました、神奈川県の子支市の事例もちょっと拝見させていただきました。こちらにおきましては、住宅街におけます防犯灯のような役目でございます。車両が通るような道路ではないようなところではあるんですけども、ホテルの生息エリアがもちろんあるということで、そのライトの光の届く範囲を光源が届かないように少し工夫したというような事例と伺っております。そういった措置をちゃんとしながらLEDを整備していったというところでございます。

飽くまで道路照明灯としましては、申しましたように、安全で円滑な道路の交通を目的としているところでございますので、まずは必要な照度を確保することが必要であることから、まずは子支市のLEDの防犯灯の取組の事例も調査させていただけたらなどは考えているところでございます。

元木委員

20ルクス、30ルクスといった基準に基づいて取り決めなされておるといふ御答弁でございました。この問題研究をされておる川上先生という大学の先生がおるんですけども、この方の話をちょっと引用させていただきたいと思っております。

この論文によりますと、照明は人々の安全を確保するものではありませんが、イギリス等でそれよりまだ多くの課題が残されておることから、都市地域においてホワイトライトナイトに関する研究というのが進んでおるようでございます。一般には光害の現れ方は様々であることから、光害を低減するには照明を設置しようとする地域の生態系をまず調査して、そこに生息する各種について個別対策を講じるのが最も現実的であるとされております。

一方、こういった光害問題に対して、これまで生態学者の方々は夜間照明を環境要因と

して使うことを忘れがちで、そして今後は技術者とともに野外で測光機器を開発して、そして人工の夜間照明の問題に取り組む努力も求められておるといった意見でございます。そして、これらに対して問題提起していくことによりまして、近い将来、人工的な光景観が大きく変わっていくだろうというようなことも言われております。

今回ホテルということで、文化昆虫として認識されるホテル類について質問させていただいたわけでございますけれども、LEDによるそういう害の部分と言いますか、必ずしもプラスの部分だけじゃないというところについてもしっかりと研究していただき、生き物と人間がしっかりと共生できるような対策を講じていっていただきまして、環境保全と人の利便性の向上、バランスが取れた取組となりますように御配慮をお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

岡田副委員長

すみません。2点質問させてもらいたいと思います。

今回資料の中で、鳴門の野球場の件で詳しく資料と経緯を紹介していただいたんですけど、1点気になったのが、実は障がい者の野球チームというのがありまして、鳴門にも徳島ウイングスという野球チームがございます。この代表になられている方は多分車椅子の方なんです。当然観客席のほうはバリアフリーとかユニバーサルデザインということで皆さん御意見を出されているんですけど、出場するというかスタジアムのほうにおいてもストレスなく出入りができるとか、選手目線に立ったバリアフリー化を、多分安全性の問題でできないという部分があるのかどうかもまた御検討いただけたらと思います。

少なくとも、選手として出られる方の障がいのあるなしや、年齢にかかわらず、特に少年野球の大会からマスターズゲームズとか往年の選手たちが来てやっていただけるような球場になればいいなと思っています。今どのような状況になっているのかお伺いしようと思って、ちょっと質問させてもらいました。

谷川都市計画課長

ただいま岡田副委員長からオロナミンC球場の整備に向けた現在の取組状況についての御質問を頂きました。

オロナミンC球場につきましては1973年に開場いたしまして、本年度で建設後48年となり、老朽化に起因する壁面のクラックや雨漏りが発生しており、抜本的な対策が必要な状況となっております。昨年12月より野球関係者や建築の専門家の皆様により構成された在り方検討会議を設置いたしまして、様々な検討を行ってきたところでございます。検討会議における議論や県議会における御論議、さらにパブリックコメントにおいて県民の皆様より頂きました御意見を踏まえまして、本年3月に事務局である未来創生文化部が鳴門総合運動公園野球場整備基本計画、本日御提示しております計画を策定しております。

本年度からこの基本計画の内容を具現化すべく、現在、基本設計業務の入札手続を進めているところでございます。事業者が決まり次第、早急に打合せを重ね、本年度内の基本設計の取りまとめに向け着実に取組を進めてまいりたいと考えております。その設計業務の基本計画の中にユニバーサルデザイン計画というものが入っております、その中で先

ほど岡田副委員長からお話がありましたことにはできるだけ配慮できるように検討していきたいと考えております。

岡田副委員長

やっぱりこれからの時代は、どんな方もスポーツを楽しめるというところが一つのキーワードになるのかなと思います。それとやっぱり、オリンピックでは野球は期間限定だったんですけれど、やっぱり最初のコンセプトにも書いていただいていますけれど、徳島人にとりまして野球というのはなくてはならない球技なのかなと思います。

障がい者の方の野球チームとは何かと調べますと、北海道から北南網羅すると38チームあるみたいですので、是非そういう選手の皆さんが集って試合ができる全国大会を誘致してもらえるような取組に進めて、誰にとっても使いやすい、そしてみんなが集えるような誰もが楽しめる野球場にさせていただきたいと思うので、一つ御提案させていただきました。

皆さんからそれぞれ意見を出していただいて、それで当然女性目線での御意見も様々ありますし、特に今回コロナのときに設計をされるということになっていますので、コロナのみならずいろんな感染防止ができるとか、またインフルエンザの時期になっても気にせんと使えるとか、ふだんの中でもいろいろと非接触を増やしていきなり、換気をよくする取組とか、密にならないような、スムーズに流れていくような動線をきちんと描きながら、選手の方たちの移動とか観客の方たちの退入、退出をとるところも是非いろいろと考えていただけたらなというふうに思います。

せっかく今考えられるのですから、今のやっぱりみんな非常にコロナで苦しんできたし、春には甲子園にちょっと行かせてもらったんですけれど、甲子園のほうでも入場制限をして、各学校の応援団のほうも1塁側は相手チームで3塁側は自分たちのチームの応援しか入れないというような形でしていました。いろんな取組で工夫されながら実施はされていきましたけれど、全体的に言うならば、元々感染リスクを避ける方法がとれるような造りになっていけばそれはそのときに生かしていけると思います。

今回はコロナやけど、10年前にはMERSだったりSARSだったりとかまたいろんな新しい感染するウイルスが出てきたら、ちゃんと前回は踏まえてできていますよってところで知恵を絞って対応をしていく。

球場の維持と県民とか国民の皆さんの野球をしたいという思いに応えられるような球場になるような設計に是非していただいて、常に利用するので一杯なんよと、予約で一杯なんよと観客の方の声があふれてるといような球場になるように、是非この機会を捉えてしていただければと思うので、要望させてもらいたいと思います。お願いいたします。

それでもう1点、最近ちょっと水環境の話で浄化槽の法定検査について、問合せといいますか非常に聞かれることが多いんです。法定検査のはがきが来て法定検査を受けてくださいよということで1年に1回という検査になってるんです。その法定検査でおおむね良好というような検査結果の評価をしていただいているんですけれど、そのおおむね良好というのはどういう意味なんですか。おおむね良好って微妙な日本語ですよ。ごめんなさい、間違えました。おおむね適正。

姫氏原水・環境課長

今岡田副委員長から、浄化槽の法定検査の判定結果について御質問いただきました。

浄化槽の法定検査の判定につきましては、環境省が定めるガイドラインに基づいて外観検査、水質検査、それと書類検査を実施し、総合的に勘案して適正、おおむね適正、不適正を判定いたしております。それで、特に水質検査に問題がなく、直ちに公衆衛生上著しい問題が生じるおそれがないような場合というのは、おおむね適正という判定を行うこともございます。

岡田副委員長

ということは、すみません、おおむね適正ということは適正なんですか。

姫氏原水・環境課長

適正か不適正かというところの間ということで、おおむね適正というところで、大きく本来浄化槽の目的であります水質、公共用水域の水質を汚濁するようなものがないというような場合、おおむね適正というような判定をさせていただいてることもございます。

岡田副委員長

ということは、結局、法定検査で水質検査をするのが法定検査と伺っているんですけど、法定検査の水の質としては害がないけれど、浄化槽の補修に当たっては害がある場合でもおおむね適正にはなるんです。害というか影響があるというか、掃除ができてないとかメンテナンスができてないとかというところでも、水の結果がよければおおむね適正という結果になるんですか。

姫氏原水・環境課長

一概にそういうことではなくて、全体的に総合的に捉えて見るということで、外観がどうか、今清掃のお話もありましたけれど、清掃をしていなかったら、できていなかったら不適正なのかということを全体的に捉えて、特に水質は重視するんですけど、あとは総合的に見てこのまま放置したら水質悪化につながるだろうという場合は不適正というような形になるかと考えております。

岡田副委員長

いろいろ聞いたら、標準契約というのを結んでいて、家の人といろいろな工事した人と、管理する人で、当然その中には浄化槽の清掃をある程度定期的に行なわなければならないという契約を元々結ばれていると聞いているんです。だからその契約を結んでいることをチェックしに行くのではなくて、法定検査というのは飽くまでも水の水質の検査に行くというところでいいんですかね。

姫氏原水・環境課長

法定検査と標準契約書との関係かと思えます。

まず標準契約書について説明させていただきます。平成24年度から新たに浄化槽を設置する場合に清掃と保守点検と法定検査、浄化槽法に定められた浄化槽管理者が行う義務であるこの三つを行うことを1枚の契約で取りまとめた契約書でございまして、法定検査において、それらがきちんとできているかということを検査しに行くということでございます。

当然今、清掃と保守点検がきちんとできているかどうかを確認するというので、浄化槽管理者の義務として保守点検、清掃を行うこととなっており、資格を有する業者に委託して、していただいているんですけど、平時の浄化槽の機能がきちんと動いているかどうかというのをきちんと点検しているかどうか、浄化槽管理者による日常の浄化槽の管理がきちんとできているかどうかを検査するのが法定検査ということでございます。

岡田副委員長

まずは何が言いたいかというところ、まず水の質はきちんと環境に影響がないようにきちんと浄化して出しましょうというところで法定検査がありますよね。だけど、今の課長の話だったら、法定検査とともに保守点検で掃除ができていないかというところに関しても過度に危険というか限界を超えていますよというときに不適正というのを出すけれど、それがまだもうちょっともう1年ぐらい、法定検査1年に1回なんで、だからもう1年ぐらいいけるんだったらおおむね適正なんですか。

姫氏原水・環境課長

そこは状況見てのケース・バイ・ケースになるかと思えます。ですからやはり総合的に見て判定しているというところで御理解いただければと思います。

岡田副委員長

そうしたらそもそも標準契約でその保守管理をしなければいけないという契約の部分は今の話のやり取りでは、法定検査ではチェックはしないんですね。

姫氏原水・環境課長

標準契約で巻いている中身というのは、清掃をきちんとすることと保守点検、それと法定検査を受けるという三つのことをすることですので、法定検査においてその清掃と保守点検がきちんとできているかどうかというのを確認します。

岡田副委員長

この話をしよったら多分堂々巡りの話なので切りがない。ただおおむね適正という日本語の解釈が、おおむね適正なのでいいという解釈をされている人が多いと御指摘を受けたんです。

だから適正、おおむね適正、不適正でも3段階に分けて、今の説明ならグレーゾーンとしておおむね適正で、緊急的な対応をすることはまだちょっと時間的に余裕があるけれ

ど、その標準契約でされているような毎年清掃をしなければいけないとか、保守点検をちゃんと確認しなければいけないというところはできていないですよという判断であるというのがおおむね適正というところに分類されるんですかね。

姫氏原水・環境課長

すみません、先ほどから繰り返しになるんですけど、総合的に勘案しているというところで、例えば、清掃が実施できていないというときに、今総合的に勘案しておおむね適正という判定を行うこともございます。その場合、おおむね適正とだけではなく、そういう表記だけではなく、検査結果の中に法律上遵守すべき事項に清掃未実施など改善が必要な事項がありますよということも明記して通知しているところでございます。そういったことでおおむね適正ということは何か適正じゃないということですから、そこについてはしっかり伝えているところです。

岡田副委員長

是非適正でないところは適正でない指摘していただいて、それで改善せないかんことが当事者の方に分かるような検査にさせていただきたいなと思います。

それと、当然今ものすごくコロナであったりいろんなところで経済的な非常にダメージを受けてますので、今たちまちどうのというような話ではないのですけれど、やはり制度としてきちんと機能するように、そしてまた先ほど言われていたように、法定検査は1年に1回受けてもらわなあかん検査ですというところももっと言っていたかかないと。私のところも含めて皆さんが言われるのは、保守点検をしているのでちゃんと浄化槽管理できているのに法定検査のはがきが来て、法定検査を受けなあかんって言われたんやけど受けなあかんって言われるだけでは分らんけんというようなお話も多々寄せられてきます。

やっぱりその部分は先ほども課長が言ったように、水の、川の浄化の維持であったりとか、水環境を守っていくためにというような、本来の法定検査が設置された理由と、法定検査でこういうふうを確認させてもらっていますというようなところもちゃんとコミュニケーションをとれるように、是非広報をしていただく機会を捉えてもらいたい。当然今コロナでなかなか勉強会であったり広報活動という行事ができてなかったというところもあるかと思いますが、そのあたりは意味とか意義とかをちゃんと広報活動していただきまして、県民の皆さんに理解していただけるとともに、おおむね適正というのはおおむねなので不適正なところがありますよというところもちゃんと明記していただけるように要望して終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしまして

は、7月25日から27日までの3日間の日程で東北方面で実施したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、さよう決定いたします。

なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(14時33分)